

配置予定技術者届出書について

本工事に配置する主任技術者又は監理技術者については、共通仕様書 1-1-1-46に定める資格を有し、かつ以下の実績を有する者を配置することとします。

「様式第2-1号 企業要件及び配置予定技術者届出書」については、当該資格及び実績を記入のうえ、入札時に提出してください。

単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。）である元請けとして、平成23年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる公共機関等（特記事項（1）記載）発注の本工事と同種工事の施工実績（「主任技術者又は監理技術者」若しくは「現場代理人」としての実績）を資料提出日において有すること。

なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等が発注する土木一式工事をいいます。

「主任技術者又は監理技術者」としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。

また、「現場代理人」としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に現場代理人として従事した実績をいいます。

ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システムに現場代理人として登録された者に限ります。

（特記事項）

（1）「公共機関等」とは国の機関（国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 25 条第 2 項により公示された組織）、地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人、国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則第 18 条に規定する法人）をいいます。